

災害応急対策活動等（写真撮影）に関する基本協定(案)

（目的）

第1条 この協定は、地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所長 ○○ ○○（以下、「甲」という。）が管理する区間において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害を想定した訓練に際して、株式会社 △△ 代表取締役 △△△△（以下、「乙」という。）に対し、災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区間）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区間は、岡山河川事務所管理区間（以下、「実施区間」という。）とする。
ただし、災害の規模により上記区間外での活動要請を行うことができる。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区間における災害時、災害を想定した訓練時の空中からの情報収集（写真撮影）、撮影した写真の加工、解析等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区間で発生した災害状況等に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、岡山河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、平成31年5月16日から平成32年5月15日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号
国土交通省 中国地方整備局
岡山河川事務所長 ○○ ○○

乙 △△市△△
株式会社 △△
代表取締役 △△ △△